

令和 6 年度浄化槽設置事業の補助について

那珂市では、生活環境改善並びに公共用水域（河川・湖沼など）の水質汚濁の防止を目的に、合併処理浄化槽を設置する家庭に対し那珂市浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき設置費の一部を補助しています。

補助交付の対象

公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域以外の専用住宅

単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

既に設置してある合併処理浄化槽の老朽化に伴う布設替え

建物新築等に伴う合併処理浄化槽の新設

合併処理浄化槽設置補助（上記 ～ が対象）

人 槽	区 分	補助金額
5 人槽	延床面積が 140 m ² 以下のもの	332,000 円
6 ～ 7 人槽	延床面積が 140 m ² を超えるもの	414,000 円
8 ～ 10 人槽	2 世帯住宅(トイレ、台所、風呂が 2 つある)	548,000 円

単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換に伴う補助

（ 既存家屋の建替えの場合を除く ）

区 分		補助金額
単独処理浄化槽撤去補助金		120,000 円
雨水貯留施設設置補助金 単独処理浄化槽を撤去せず雨水貯留施設として再利用する場合		90,000 円
くみ取り槽撤去補助金		90,000 円
宅内配管工事補助金 （右記のいずれか）	単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去等を行う場合	300,000 円
	単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去等ができない場合	200,000 円
敷地内処理装置設置補助金 側溝放流が出来ない場合		50,000 円

補助交付の対象外

- ・ 建築基準法第 6 条第 1 項に基づく確認申請又は浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出をせずに合併処理浄化槽を設置する場合
- ・ 販売の目的で浄化槽付き住宅を建築する場合
- ・ 専門の業者（茨城県登録の浄化槽工事業者）以外が工事を行う場合
- ・ 店舗併用住宅における店舗部分が延床面積の 2 分の 1 以上である場合

その他

- ・ 補助を受けるには、着工前に設置補助申請書を提出し、交付決定を受ける必要があります。
- ・ 完了届に添付する委託契約書は、「浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書（浄化槽一括契約書）」となります。
- ・ 浄化槽の設置完了届は令和 7 年 3 月 1 0 日までに提出する必要があります。

問合せ先 上下水道部下水道課工務・管理グループ) 029-298-1111 内線) 8374

浄化槽設置事業補助金の申請手続きについて

A 補助対象か確認

B 補助金交付申請

C 事前審査

交付決定通知

設置工事開始

D 設置完了届提出

E 完成検査

交付額確定通知

請求書提出

補助金交付

A 補助対象

下水道事業計画区域外 農業集落排水事業採択区域外
専用住宅又は住宅部分が総延床面積の1/2以上の店舗兼住宅
処理対象人員が10人以下のもの

B 那珂市上下水道部下水道課(瓜連支所)へ補助金交付申請書を提出 (下記の書類を添付してください)

(新築) 浄化槽明細書+建築確認済証写し (既設) 浄化槽設置届+家屋所有証明書
設置費見積書の写し 工事請負契約書の写し
納税証明書(完納を証するもの) 浄化槽の認定書及び認定図
付近案内図 住宅の平面図
建物配置及び配管略図 浄化槽登録証
登録浄化槽管理票(C票) 機能保証登録証(市町村用)
浄化槽設備士免状写し 住宅等を借りている者は賃貸人の承諾書
単独処理浄化槽又はくみ取り槽を使用している場合は現況の配置図及び写真
単独処理浄化槽又はくみ取り槽撤去の補助がある場合 撤去費見積書
宅内配管工事補助がある場合 宅内配管工事見積書の写し
既存の単独槽又はくみ取り槽の撤去を行えないときは廃止後の管理計画書
敷地内処理の場合 敷地内処理装置設置費見積書 敷地内処理装置補助がある場合
敷地内処理装置概要書(様式1)及び構造図、維持管理に関する誓約書
放流の場合 放流を証する書類(道路占用許可所等の写し)
雨水貯留施設設置の補助がある場合 再利用費見積書の写し及びポンプの仕様書
②浄化槽設置事業費等補助金交付に係る誓約書
(その他場合により市長が必要と認める書類)

C 事前審査 → 申請前に浄化槽設置工事が着手していないことを確認します。

D 浄化槽の設置が完了した時は、完了後10日以内に完了届を提出してください。
(下記の書類を添付してください)

施工業者からの工事費請求(設置費明細)書の写し
浄化槽施工業者から提出のあったチェックリストの写し
浄化槽設置工程写真
(本体工事に加え側溝や敷地内処理装置等の放流先との接続が確認できる写真を含む)
浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者、指定検査機関による浄化槽
保守点検・清掃及び法定検査委託契約書(浄化槽一括契約書)
浄化槽法第7条に係る検査手数料払込通知書依頼書の写し
単独処理浄化槽又はくみ取り槽撤去補助がある場合 その処分を証する書類
宅内配管工事費補助がある場合 配管工事工程写真、浄化槽法第11条の規定に基
づく法定検査依頼書等の写し
敷地内処理装置補助がある場合 工事工程写真
雨水貯留施設設置事業の補助がある場合 再利用工程写真(清掃・消毒・改造等)
その他場合により市長が必要と認める書類

E 完成検査 → 浄化槽設置補助金交付申請書の内容に合致しているか、浄化槽
が正常に機能しているかを確認します。

<留意事項>

補助要件を満たす場合でも、市の予算的事情から交付できない場合があります。
また、次の場合、補助金の返還を求める場合があります。

1. 浄化槽法、建築基準法等の関連する法令に違反している場合
2. 補助申請前に浄化槽設置工事に着手している場合
3. 市が定める期間内に浄化槽を設置し、完了届が提出できない場合
4. その他市が補助金を交付することが適当でないと認めた者